

診察時の「選定療養費」に関する重要なお知らせ

市民病院では、初診時に紹介状を持参されない患者さんに対しては、保険診療とは別に実費の料金（選定療養費）がかかります。

これまで、選定療養費として1,650円をいただいておりますが、今年度の診療報酬改定により、国の定める基準が変更となったため、10月1日から下表のとおり改定することになりました。

これは、当院のような「入院や手術など高度な医療を提供する医療機関」と「地域のかかりつけ医」との役割分担・連携強化を進めるためのものですので、ご理解とご協力をお願いいたします。

■改定表

区分		現行（税込）	改定後（税込）
初診時	医科	1,650円	5,500円
	歯科		3,300円
再診時	医科	—	2,750円
	歯科		1,650円

※初診時とは、以前市民病院を受診したことはあるが、すでに治療期間が終了した後に再び来院した場合や、患者さん自身が任意に診療を中止して改めて受診する場合なども含みます。

再診時とは、症状が安定し、市民病院から他の医療機関を紹介したにもかかわらず、患者さんご自身の意志で、再度当院の診療科を受診した場合をいいます。

■開始時期：令和2年10月1日

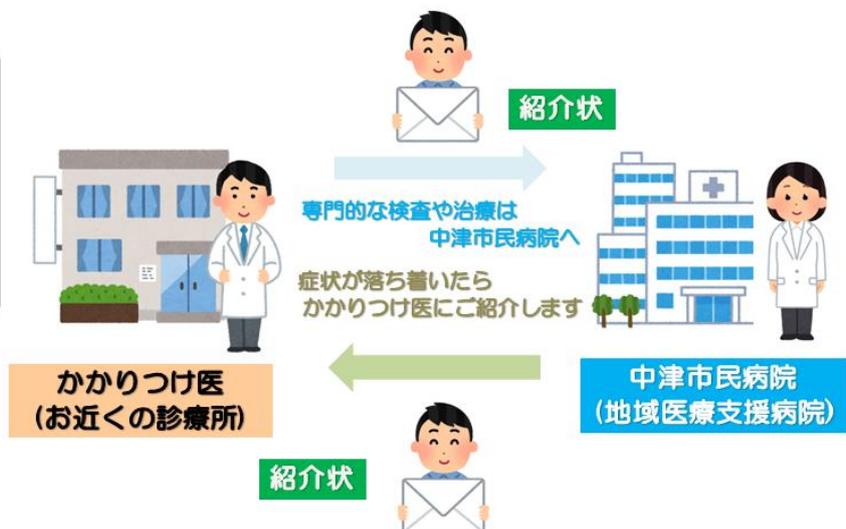
■算定対象外：・救急車で搬送された方 ・生活保護法による医療費扶助の対象になる方 など

※「子ども医療費」、「ひとり親家庭医療費」、「重度心身障害者医療費」等の受給者証をお持ちの方で、通常、医療費の自己負担がない方も、初診時に紹介状を持参されない場合には支払が必要となります。（選定療養費は保険適用外のため、医療費助成の対象にはなりません。）

中津市民病院を受診される場合には、**紹介状**をご持参ください。

かかりつけ医をもちましょう

かかりつけ医とは、普段の患者さんの日常的な病気の予防と、治療・健康管理を親身になって考えてくれ、病状に応じて、精密検査や入院治療が行える適切な病院を紹介してくれる地域の診療所やクリニックの医師のことです。



まずは地域のかかりつけ医等を受診しましょう。

■問合先 選定療養費について : 中津市民病院 (☎22-2480)
かかりつけ医について : 地域医療対策課 (☎22-1111・内線 681)